

留萌市監査委員告示第 3 号

令和 7 年度定期監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 8 年 3 月 12 日

留萌市監査委員 武 田 浩 一  
留萌市監査委員 村 上 均

掲示期限：令和 8 年 3 月 26 日

留総総第739号  
令和8年3月6日

留萌市監査委員 武田浩一様  
留萌市監査委員 村上均

留萌市長 中西俊司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について  
令和7年12月25日付留監第142号で報告のあったこのことについて、定期  
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1  
99条第14項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

## 定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

### (1) 交付申請

#### ① 申請書及び添付書類について

令和7年度から対応を改めたもの以外については、令和8年度から申請書の記載内容及び添付書類の漏れがないかの確認を徹底し、規則・要綱に基づいた適切な事務処理を行う。

#### ② 提出時期、事業着手時期について

業者への事前説明会で着手届や提出時期について再度説明するとともに、着手届を受け取る際は日付の確認を徹底する。

#### ③ 補助金等の算定方法について

決裁書類に記載した金額について間違いがないように努めるとともに、添付書類に漏れがないよう努める。また、積算書類がわかりやすいものとなるように様式を作成している留萌振興局へ要望する。

### (2) 交付決定事務

#### ① 決定書及び通知書類について

令和7年度中に適正な処理に改めたほか、今後は書類の記載誤りがないよう努めるとともに、交付要綱・交付規則について再確認し、令和8年度からは適正な処理となるよう改める。

#### ② 補助金等の対象範囲について

決裁書類に記載した金額、条件等について間違いがないように努めるとともに、添付書類に漏れがないよう努める。また、積算書類がわかりやすいものとなるように様式を作成している留萌振興局へ要望する。

### (3) 実績報告

#### ① 報告書及び添付書類について

令和7年度中に適正な処理となるよう改めた。

## ② 提出時期、事業完了時期について

今後、交付申請書と交付決定書の記載内容の差異がないよう適正に処理するとともに、事前着手を行う場合は必要書類の漏れがないよう適正に処理する。

## ③ 補助金等の算定方法について

当初の締結で添付されていた履歴書について、新たに協定書を締結する際に最新のものを作成する必要があるので改善していく。また、算定方法についても規定に則った適正な事務を実施していく。

## (4) 支出事務

### ① 補助金等の確定について

今後書類の記載誤りがないように適正に処理するとともに、前回の監査での指摘事項で、今回反映されていなかったものについては、今後適正に処理する。

### ② 請求書について

令和7年11月から適正に処理している。

留教教第1238号

令和8年2月18日

留萌市監査委員 武田 浩一 様

留萌市監査委員 村上 均 様

留萌市教育委員会教育長 高橋 一 浩

令和7年度定期監査の結果を参考として講じる措置について

令和7年12月25日付留監第142号で報告のあった件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知します。

## 別紙 1

### 令和7年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会教育政策課

#### ◎事業間の充当

- ・ それぞれの事業に対し交付を決定しており、事業間の補助金充当を認める規定はない。
- ・ 変更手続きを行うか、要綱で認めることを規定しておくべき。

令和7年度中に要綱を改正し、事業間の補助金充当を認めるよう規定する。

#### ◎事業開始後の申請書提出

- ・ 4月1日事業開始の3事業は、8月19日に申請書受理、8月8日事業開始の1事業は、12月26日に申請書受理となっている。
- ・ 遅くとも事業開始月中の申請書提出が必要である。

申請者には事業開始前に申請手続を行うよう指導し、令和8年度からは正しく取り扱う。

[口頭により指摘又は要望するもの]

#### ◎進路実現向上事業

##### ○申請書等に添付の資料では判断できないとされた点

- ・ 人件費については、留萌高校会計年度任用職員の単価が根拠となっている。
- ・ 「報酬」を支払っているのではなく、報酬相当分を事務費として計上し補助しているものであることから、高校の会計年度任用職員人件費に係る税務手続等については干渉しない。
- ・ 受検料の徴収や返還といった高校内部における事務処理の方法までは関与していない。
- ・ 「振込手数料」の誤記載

## 別紙 1

### 令和7年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会生涯学習課

#### ◎ 合宿誘致助成金

##### ○交付申請

任意団体が何を目的として設立した団体か添付資料では確認できないので、会則等の添付が必要

任意団体については、会則等確認できる資料の添付を求める。

##### ○実績報告書添付書類

留萌市合宿誘致助成金交付要綱第10条第1号に規定する「団体宿泊証明書」の提出がないものがある。また、日付の誤りがある。

要綱別紙1（第10条関係）「団体宿泊証明書」の提出を徹底させている。また、提出書類に日付の誤りがないか確認に努める。

##### ○要綱のこと

留萌市合宿誘致助成金交付要綱第2条第1号「一定の目的をもって組織された団体」の「一定の目的」の定義が不明確なので整理するよう望む。

文言を整理し、令和8年度に要綱の改定をする。

#### ◎ 全国大会等遠征費助成金

##### ○申請書の事後提出

令和6年3月29日から4月1日までの日程で、令和6年度予算に属する分の申請

・留萌市全国大会等遠征費助成金交付要綱第10条ただし書き「市長が特に認める。」手続きが必要

「市長が特に認めるもの」の判断を的確に行い、適正な手続きに努める。

##### ○要綱に規定する条件に該当しない者に対する助成

「市長が特に認めるもの」と決定書に記載しているが、該当しない事項すべてを記載しなければならない。

要綱第2条（助成対象者）、要綱第3条（助成対象競技又は種目）、要綱第4条（助成対象大会等）すべてを市長が特に認める手続きを行わなければならない。

要綱に則り、該当しない事項すべてを記載し、市長の決裁をうけるようにする。

#### ○助成金額確定の決定書

「実績報告書の提出があったことから確定する。」としているが、提出があったから確定するのではなく、留萌市芸術文化振興基金助成金交付要綱第15条に規定するとおり「実績報告書の内容審査、現地調査により、交付決定の内容に適合すると認め確定する。」としなければならない。

決定書の書き方については、「あったことから確定する。」から「実績報告書の内容審査、現地調査により、交付決定の内容に適合すると認め確定する。」に改める。

#### ○交付申請書

要綱第10条に規定する「大会出場予定日の14日前までに市長に提出」されていないもの、日付の確認ができないものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、14日前までという期日について見直しを行い、検討結果に応じて、要綱の改正を行う。

#### ○実績報告書

要綱第16条に規定する「事業終了から14日後までに市長に提出」されているか確認できないもの、事業完了前に提出されているものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、14日後までという期日について見直しを行い、検討結果に応じて、要綱の改正を行う。

[口頭により指摘又は要望するもの]

#### ○申請書、実績報告書の添付書類

- ・日付の記載のないものが多い。
- ・要綱第10条第1号に規定する「大会成績表」の提出がないものがある。

提出書類の確認の徹底に努める。

### ◎ 芸術文化振興助成金

#### ○助成金額確定の決定書

「実績報告書の提出があったことから確定する。」としているが、提出があったから確定するのではなく、留萌市芸術文化振興基金助成金交付要綱第15条に規定するとおり「実績報告書の内容審査、現地調査により、交付決定の内容に適合すると認め確定する。」としなければならない。

決定書の書き方については、「あったことから確定する。」から「実績報告書の内容審査、現地調査により、交付決定の内容に適合すると認め確定する。」に改める。

○交付申請書

要綱第8条に規定する「事業実施日の14日前までに教育委員会に提出」されていないもの、日付の確認ができないものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、14日前までという期日について見直しを行い、検討結果に応じて、要綱の改正を行う。

○実績報告書

要綱第14条に規定する「事業終了から14日後までに教育委員会に提出」されていないもの、事業完了前に提出されているものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、14日後までという期日について見直しを行い、検討結果に応じて、要綱の改正を行う。

○収支予算書、収支決算書

演奏者等の旅費や交通費を10,000円、50,000円等で計上しているが、要綱第7条（助成金の交付条件）第2項第3号で「旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例の規定を準用する。」と規定している。

収支決算書の「補助対象算出額支出の小計欄」に額が記載されていないもの、額が間違っているものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、提出書類の確認の徹底に努める。

[口頭により指摘又は要望するもの]

○申請書、実績報告書の添付書類

日付の記載がないものが多い。

○交付決定書の交付決定理由

根拠として記載している条項に誤りがある。

提出書類の確認の徹底に努めている。また、決定理由については誤りがないように努める。

◎ スポーツ振興助成金

○助成金額確定の決定書

「実績報告書の提出があったことから確定する。」としているが、提出があったから確定するのではなく、留萌市スポーツ振興基金助成金交付要綱第15条に規定するとおり「実績報告書の内容審査、現地調査により、交付決定の内容に適合すると認め確定する。」としなければならない。

決定書の書き方については、「あったことから確定する。」から「実績報告書の内容審査、現地調査により、交付決定の内容に適合すると認め確定する。」に改める。

○変更等承認申請書

変更の理由「宿泊先の都合による部屋の変更に伴う宿泊費の増加と宿泊日数の減少に伴うバス借上げ日数減少のため」とあるが、主な理由は「宿泊日数の減少に伴う宿泊費の減少」が正しい。

提出書類の確認の徹底に努め、申請者に的確な修正の指示を出すようにする。

○交付申請書

要綱第8条に規定する「事業実施日の14日前までに教育委員会に提出」されていないもの、日付の確認ができないものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、14日前までという期日について見直しを行い、検討結果に応じて、要綱の改正を行う。

○実績報告書

要綱第14条に規定する「事業終了から14日後までに教育委員会に提出」されていないもの、日付の確認ができないものがある。

要綱に則り、適正な運用に努めている。また、14日後までという期日について見直しを行い、検討結果に応じて、要綱の改正を行う。

○交付決定理由

第3条と第4条のどちらかに該当しているかのみを理由としているが、第3条「助成対象事業」、第4条「助成対象者等」の両方に該当していることが認められる理由を記載しなければならない。

※ 全国大会等遠征費助成金と同様

決定書の書き方については、助成対象事業、助成対象者のどちらの要件も満たしていることがわかるように改める。

[口頭により指摘又は要望するもの]

○申請書、実績報告書の添付書類

日付の記載がないものが多い。

提出書類の確認の徹底に努める。

別紙 1

令和7年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会（教育環境推進担当）

◎多子世帯学校給食費支援金

（3）実績報告

- ・決算書に他事業の内訳が添付されており、本事業で最終的に何人が対象となったのか確認できない。

令和7年度から事業対象人数を明記する。

## 別紙 1

### 令和7年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会子育て支援課

#### ◎交付申請

- ・ 補助事業の期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までのところ、補助金等交付申請書の提出が事業完了直前の令和7年3月21日となっている。
- ・ 留萌市保育士等加配補助金交付要綱に事前着手に関する規定はなく、事前着手は認められていない。
- ・ 前回の定期監査で確認したもののうち、4月に申請書が提出され、途中、保育士増による変更手続きが行われていたものがあり、本来このように処理する必要がある。

ご指摘の通り。事前着手に関する事項が要綱に定められていないことから、令和8年度申請分からは、4月1日時点の児童数等で申請書を提出させ、保育士の増減により変更手続きを行うよう取り扱う。

#### ◎実績報告書

- ・ 添付資料では積算根拠が不明で、申請書添付資料の算定表を確認しなければ判断できない。

交付申請を年度当初に、実績報告を年度末に行うことで、必要な書類を再度提出させ、積算根拠を明確にするよう指導する。

[口頭により指摘又は要望するもの]

#### ◎交付申請書

- ・ 「規則第3条の規定により」は誤りで、「規則第4条の規定により」である。

#### ◎要綱のこと

- ・ 各月の児童数、保育士等数が分からなければ補助金額が確定できないが、事業は4月1日から開始する必要がある。4月1日時点の児童数等で申請書を提出してもらい、変更申請の手続きを行うこととし、20%を超えないような多少の増減については変更の手続きを省略できる規定を加える。事前着手を認める規定を加えるなど、実態に合った要綱としていただきたい。
- ・ 留萌市保育士等加配補助金交付要綱第1条の見出しが(目的)となっているが、文末が「を定めるものとする。」となっている。見出しが(目的)のときは「を目的とする。」が正しい。

令和7年度中に要綱・交付申請書を改正し、令和8年度当初から正しく取り扱う。